

令和6年9月市議会定例会議

建設水道常任委員会資料

目次

【議案第125号 公衆浴場事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件】

○ 河川課 …… P. 2

【議案第133号 市道路線の認定及び廃止の件】

○ 路政課 …… P. 7
位置図 …… P. 8

【報告第23号 専決処分報告の件】

○路政課 …… P. 13
・専決第12号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

建設部

議案第125号 公衆浴場事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する 条例制定の件

公衆浴場の持続可能な経営のため、入浴料を見直すとともに、温泉地の活性化と利用促進を図るため、柔軟に企画券の発行や営業時間の設定ができる新たな仕組みを導入する改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 入浴料の値上げ

施設名		項目		改正前	改正後
もにわの湯	入浴券	普通券	1～12歳未満	120円（障がい者無料）	<u>200円（市外の障がい者100円）</u>
			12歳以上	250円（障がい者無料）	<u>400円（市外の障がい者200円）</u>
		回数券	1～12歳未満	1,200円（12回）	<u>2,000円（12回）</u>
			12歳以上	2,500円（12回）	<u>4,000円（12回）</u>

(2) 回数券の取扱い

①すでに発行している回数券

I 使用期限：令和7年1月31日まで。

II 期限が切れた回数券は払い戻しを行う。

(内容等)

A 払い戻し期間：令和7年2月1日から令和7年3月中旬まで。(1か月半程度)

※ 払い戻し期間以降の払い戻しは不可。

B 払い戻し場所：もにわの湯

C 払い戻し方法

○ 未使用の回数券(12枚綴)は販売価格にて払い戻し

○ 残回数券は1枚単価に換算(円未満切り下げ)し払い戻し

②令和7年2月1日以降に発行する新回数券

・有効期限を設定。購入から1年間。

・回数券に有効期限を印字。

③周知方法

・市政だより10月号、各公衆浴場へのポスター掲示、日常利用者へチラシの配布など

（３）市が、市民や観光客のニーズ等に対応した企画券を柔軟に発行できる規定を新設

＜企画券の例＞ ・ 摺上川ダムのイベントに合わせた企画券 ・ 飯坂町公衆浴場と連携した公衆浴場巡り券 など

（４）市が、市民や観光客のニーズ等に合わせて柔軟に営業時間等を設定できるよう、
開業時間・休業日を条例でなく規則で規定

【（１）（２）（３）は、令和７年２月１日から施行し、（４）は公布の日から施行】

<休業日・開業時間を規則で変更予定の施設>

もにわの湯、茂庭ふるさと館、キャンプ場等屋外施設
(令和7年4月1日から開業時間等を変更予定)

施設	項目	変更前	変更後
もにわの湯	開業時間	9:00~21:00	<u>4月1日~ 11月30日 9:00~20:00</u> <u>12月1日~ 3月31日 9:00~19:00</u>
	休業日	なし	<u>木曜日、12月31日~1月3日</u>

施設	項目	変更前	変更後
茂庭ふるさと館	休業日	記載なし	<u>木曜日、12月31日~ 1月3日</u>
キャンプ場 バーベキュー広場等		記載なし	<u>12月1日~3月31日</u>

※ 茂庭ふるさと館の開業時間は、これまで通り9:00~17:00

改正後の入浴料

◇表中の料金のほか、全公衆浴場に「市外在住の障がい者入浴料」を設定(1回券:大人200円、小人100円)

区分	項 目			見直し(案)	現行	増減【1回あたり】	
飯 財 坂 産 町 区	1 十綱の湯 2 天王寺穴原湯 3 八幡の湯 4 大門の湯 5 鯖湖湯	1回券	大人	400円 (※500円)	200円 (※300円)	+200円 (※ +200円)	
			小人	200円 (※250円)	100円 (※150円)	+100円 (※ +100円)	
		(指定管理) 飯坂	回数券	大人	2,500円/10回 @250円 (※3,500円/10回 @350円)	2,000円/12回 @166円 (※2,500円/12回 @208円)	+84円 (※ +142円)
				小人	1,200円/10回 @120円 (※1,700円/10回 @170円)	1,000/12回 @83円 (※1,200円/12回 @100円)	+37円 (※ +70円)
				(表中の※は波来湯)			
(直営) 茂庭	10 もにわの湯	1回券	大人	400円	250円	+150円	
			小人	200円	120円	+80円	
		回数券	大人	4,000円/12回 @333円	2,500円/12回 @208円	+125円	
			小人	2,000円/12回 @166円	1,200円/12回 @100円	+66円	
(指定管理) 高湯	11 あったか湯	1回券	大人	500円	250円	+250円	
			小人	250円	120円	+130円	
		回数券	大人	3,500円/10回 @350円	2,500円/12回 @208円	+142円	
			小人	1,700円/10回 @170円	1,200円/12回 @100円	+70円	
		貸切風呂		1,500円	1,000円	+500円	
(指定管理) 土湯	12 中之湯	1回券	大人	据え置き	500円	—	
			小人		250円	—	
		回数券	大人		5,000円/12回 @416円	—	
			小人		2,500円/12回 @208円	—	
		貸切風呂			1,500円	—	

(注) @は1回あたりの金額

議案第133号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法(昭和27年法律第180号)第8条及び第10条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり認定するとともに、認定替により廃止するものとする。

記

1、認定する路線

路線番号	路線名	資料ページ番号	所在地	認定理由
61404	とおせど なかあらこせん 遠瀬戸・中荒子線	8	福島市遠瀬戸ほか地内	道路用地寄附による認定
61424	にしはらまえ ごうせん 西原前3号線	9	福島市南沢又字西原前地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
61425	たんばやじせん 丹波谷地線	10	福島市森合字丹波谷地地内	道路用地寄附による認定
61426	みなみかみこやせん 南上古屋線	11	福島市森合字南上古屋地内	道路用地寄附による認定
70824	したがまにごうせん 下鎌2号線	12	福島市仁井田字下鎌地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定

2、廃止する路線

路線番号	路線名	資料ページ番号	所在地	認定理由
61404	とおせど ふるかわけせん 遠瀬戸・古川線	8	福島市遠瀬戸ほか地内	認定替による廃止



路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
61404 認定	遠瀬戸・中荒子線	福島市遠瀬戸16番55地先 福島市中荒子54番11地先	53.1	6.0	331.1	舗装
61404 廃止	遠瀬戸・古川線	福島市遠瀬戸16番55地先 福島市古川1番26地先	37.0	6.0~9.4	234.3	舗装



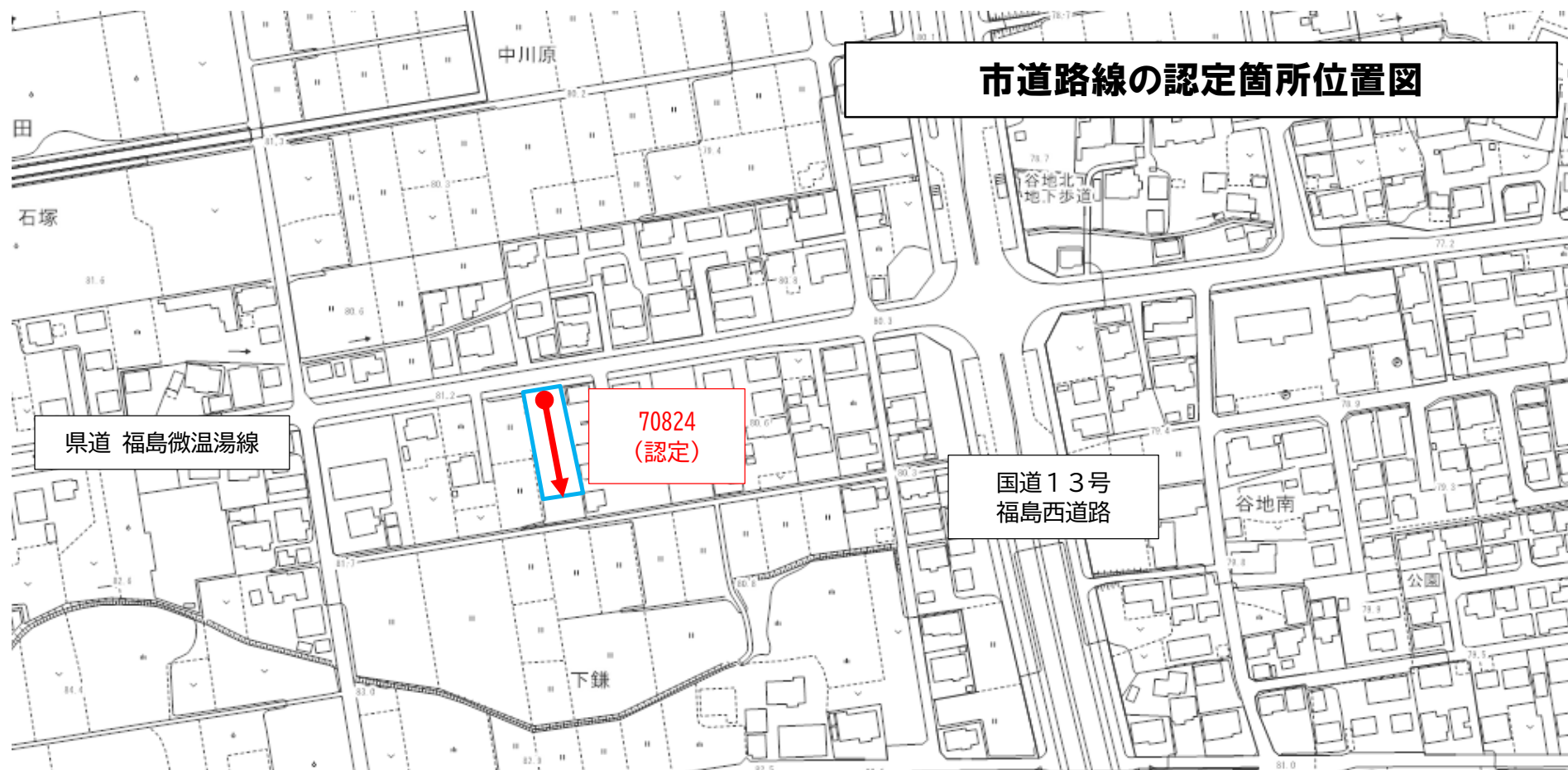
路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
61424 認定	西原前3号線	福島市南沢又字西原前17番3地先 福島市南沢又字西原前12番39地先	73.4	6.0	461.9	舗装



路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
61425 認定	丹波谷地線	福島市森合字丹波谷地30番11地先 福島市森合字丹波谷地30番10地先	32.9	6.0	200.0	舗装



路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
61426 認定	南上古屋線	福島市森合字南上古屋16番4地先 福島市森合字南上古屋22番1地先	59.5	6.0	365.6	舗装

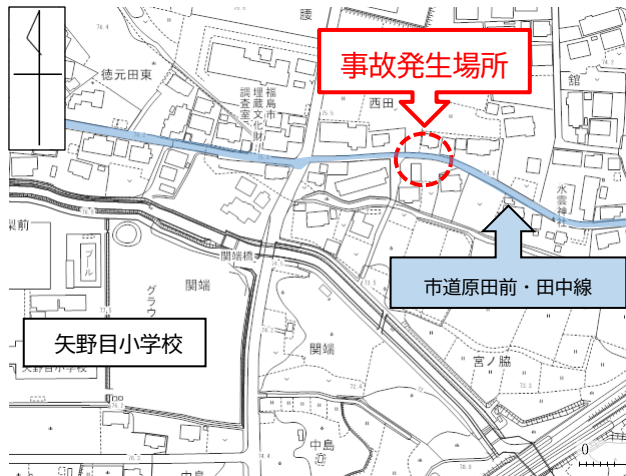


路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
70824 認定	下鎌2号線	福島市仁井田字下鎌9番12地先 福島市仁井田字下鎌9番15地先	47.5	6.0	285.9	舗装

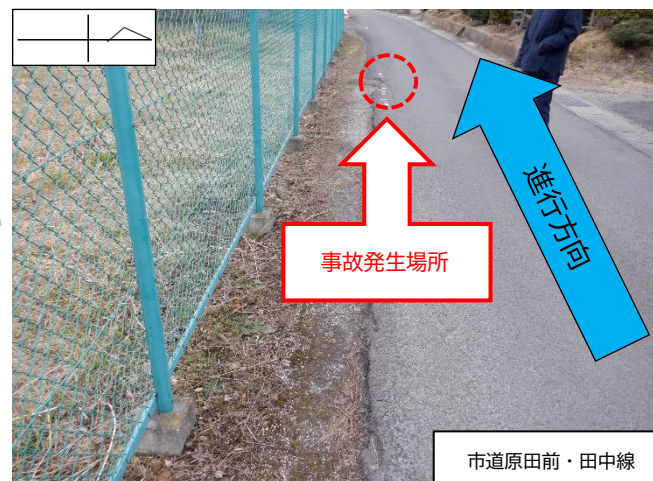
専決第 12 号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

- 1 事故発生の日時 令和6年2月26日(月) 午前5時40分頃
- 2 事故状況等 相手方車両が福島市北矢野目字西田16番1地先(市道原田前・田中線路上)を走行中、路面に発生した段差を通過した際、左前後輪のタイヤを破損した。

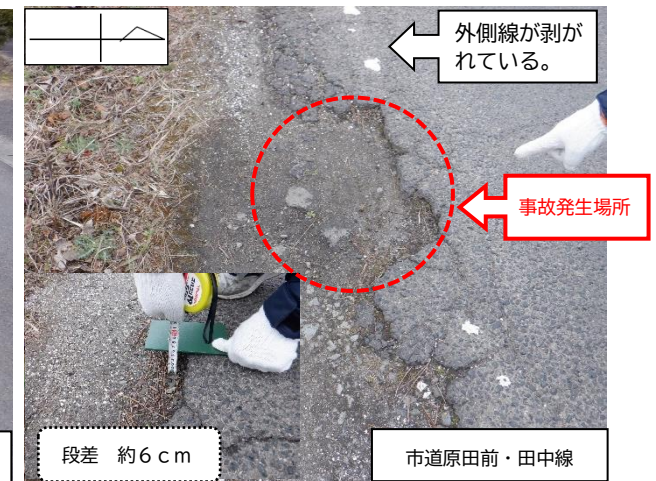
事故発生場所(位置図)



▼事故現場(全景)



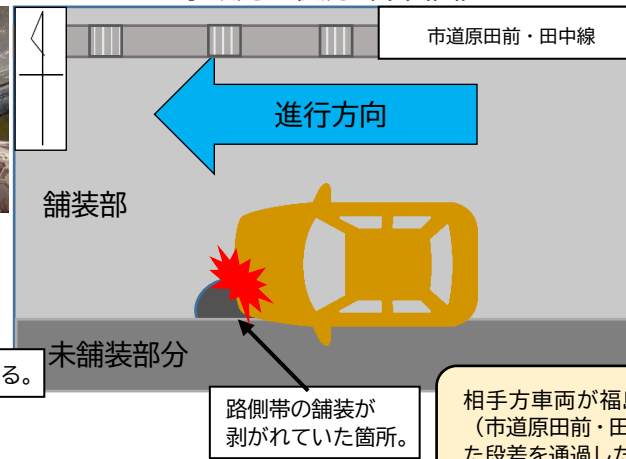
▼事故現場(拡大)



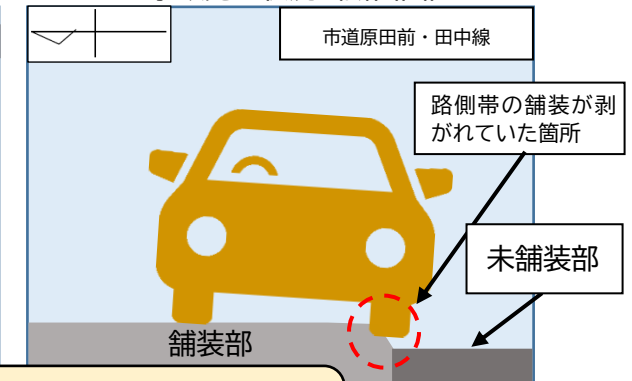
事故車両(全景)



事故発生状況(平面図)



事故発生状況(断面図)



相手方車両が福島市北矢野目字西田16番1地先(市道原田前・田中線路上)を走行中、路面に発生した段差を通過した際、左前後輪のタイヤを破損した。